

財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、
環境省、防衛省、
令第 号

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令
(平成二十年政令第三百五十六号)の施行に伴い、並びに特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理
の改善の促進に関する法律(平成十一年法律第八十六号)第五条第二項、第六条第一項及び第二十一条の規
定に基づき、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を
改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

財務大臣 名

文部科学大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

防衛大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

対応化学物質分類名	上欄の分類に属する第一種指定化学物質
第一分類（無機化合	令別表第一第一号、第十一号、第三十一号、第三十二号、第四十四号、第七十

<p>物及び有機金属化合物)</p>	<p>一号、第七十五号、第七十七号、第八十二号、第八十七号、第八十八号、第三百二十二号、第三百三十七号、第四百四十四号、第二百三十四号、第二百三十五号、第二百三十七号、第二百三十九号、第二百四十二号、第二百七十二号、第三百四号、第三百五号、第三百七号から第三百九号まで、第三百十八号、第三百二十一号、第三百二十二号、第三百三十二号、第三百三十三号、第三百七十四号、第三百八十七号、第三百九十四号、第三百九十五号、第四百五号、第四百十二号、第四百五十三号及び第四百五十六号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第三十六号、第七十二号、第九十四号、第一百三十三号から第一百七十七号まで、第二百二十三号、第二百二十六号から第二百二十八号まで、第三百十一号、第三百十九号、第三百五十七号から第三百五十九号まで、第三百六十一号、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十六号から第三百七十九号まで、第三百八十五号、第三百八十六号、第三百九号、第二百十一号、第二百六十二号、第二百六十三号、第二百七十九号から第二百八十一号まで、第二百八十四号、第二百八十八号、第二百</p>

	<p>八十九号、第三百五十一号、第三百八十号から第三百八十二号まで、第三百八十四号から第三百八十六号まで及び第三百九十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第十号、第十二号、第二十号、第二十六号、第二十八号、第二十九号、第三十五号、第四十五号、第五十六号から第五十九号まで、第六十五号から第六十八号まで、第七十三号、第八十四号、第八十五号、第四百四十五号、第二百十八号、第二百十九号、第二百二十三号、第二百二十四号、第二百二十六号、第二百五十七号、第二百六十九号、第二百七十三号、第二百七十四号、第二百七十六号から第二百七十八号まで、第二百八十五号、第二百九十二号、第二百九十五号、第三百十七号、第三百十九号、第三百五十九号、第三百六十六号、第三百七十五号、第三百七十九号、第三百八十九号、第三百九十号、第四百七号、第四百十一号、第四百二十三号及び第四百三十七号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第四分類（カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第二号から第九号まで、第十三号、第十四号、第十六号、第五十一号、第六十号、第九十八号、第九十九号、第二百二十二号、第三百二十三号から第三百三十五号まで、第四百四十一号、第二百十号、第二百十三号、第二百三十二号、第二百五十六号、第二百六十七号、第二百八十二号、第三百六号、第三百十号、第四百十四号から第四百二十号まで、第四百三十四号及び第四百四十三号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第五分類（その他の鎖状炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第四十三号、第六十一号、第六十二号、第五百五十二号、第九十三号、第九十七号、第九十八号、第二百十二号、第二百二十号、第二百二十五号、第二百四十一号、第二百四十五号、第二百五十九号、第二百六十八号、第二百七十五号、第三百十三号、第三百二十八号、第三百二十九号、第三百三十一号、第三百七十八号、第三百九十一号、第三百九十六号、第四百九号、第四百二十四号、第四百三十三号、第四百五十七号から第四百五十九号まで及び第四百六十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>

<p>第六分類（単環炭化水素化合物及び八口ゲン化単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第五十三号、第八十号、第八十三号、第九十七号、第九十九号、第一百十号、第一百二十五号、第一百六十五号、第一百八十一号、第二百二号、第二百四十号、第二百九十号、第二百九十六号、第二百九十七号、第三百号、第三百九十号、第三百九十八号、第四百号及び第四百三十六号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第七分類（アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第十八号、第四十九号、第八十九号、第九十三号、第一百号から第一百二号まで、第一百一十号、第一百十二号、第一百五十六号、第一百六十六号、第一百六十七号、第一百六十九号、第一百七十四号、第二百零号、第二百零三号、第二百零五号、第二百零七号、第二百一十四号から第二百一十六号まで、第二百三十号、第二百九十三号、第二百九十九号、第三百一十号、第三百十二号、第三百十四号から第三百十六号まで、第三百二十七号、第三百四十五号、第三百四十八号及び第四百三十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第八分類（アルコール）</p>	<p>令別表第一第十七号、第二十三号、第二十四号、第六十四号、第六十九号、第</p>

<p>ル、エーテル、アル デヒド又はケトンの 構造を有する単環炭 化水素化合物)</p>	<p>七十四号、第七十八号、第七十九号、第八十六号、第一百二十号、第一百二十一号、 、第二百二十九号、第三百十号、第三百三十六号、第四百十二号、第四百十三号、 第七十五号、第二百一号、第二百四号、第二百七号、第二百八号、第二百四 十六号、第二百五十五号、第二百六十四号、第二百八十七号、第二百九十四号 、第三百十一号、第三百二十号、第三百二十二号、第三百二十四号、第三百三 十号、第三百三十五号、第三百三十六号、第三百四十三号、第三百四十四号、 第三百四十九号、第三百六十五号、第三百六十七号、第三百六十八号、第三百 七十二号、第三百九十九号、第四百四号、第四百八号、第四百十号、第四百四 十号、第四百四十一号及び第四百五十一号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第九分類（カルボン 酸系、硫黄酸系、窒 素酸系、炭酸系若し くはシアン酸系又は</p>	<p>令別表第一第三十号、第三十四号、第四十一号、第五十二号、第八号、第百 二十四号、第三百三十八号から第四百十号まで、第四百十七号、第五百十四号、 第百六十二号、第百八十四号、第百八十八号、第二百二十二号、第二百三十六 号、第二百六十号、第二百六十五号、第二百六十六号、第二百七十号、第二百</p>

<p>これらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物)</p>	<p>七十一号、第二百九十八号、第三百三十四号、第三百三十七号、第三百五十号、第三百五十二号から第三百五十六号まで、第三百五十八号、第三百六十一号、第三百六十九号、第三百七十六号、第四百一号、第四百十三号、第四百二十五号、第四百二十八号、第四百四十二号、第四百四十四号、第四百四十五号及び第四百四十九号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十分類（その他の単環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第三十九号、第四十七号、第四十八号、第九十二号、第九十五号、第二百二十九号、第二百三十三号、第二百四十七号、第二百五十一号から第二百五十四号まで、第三百六十二号、第四百六十号及び第四百六十一号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十一分類（多環炭化水素化合物）</p>	<p>令別表第一第十五号、第十九号、第三十二号、第三十七号、第三十八号、第四十号、第一百四十四号、第一百六十号、第一百八十号、第一百九十号、第二百二十八号、第二百三十一号、第二百三十八号、第三百二号、第三百三号、第三百四十号、第三百四十六号、第三百九十三号、第四百三号、第四百六号、第四百二十七号</p>

	<p>、第四百三十八号及び第四百四十六号から第四百四十八号までに掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）</p>	<p>令別表第一第二十二号、第四十二号、第五十四号、第五十五号、第九十二号、第九十六号、第一百十五号から第一百十九号まで、第一百四十八号、第一百五十一号、第一百五十三号、第一百五十五号、第一百六十八号、第一百七十号、第一百七十一号、第一百七十三号、第一百八十二号、第一百八十三号、第一百八十九号、第一百九十一号、第一百九十四号、第一百九十六号、第二百六号、第二百一十一号、第二百五十号、第二百六十一号、第三百三十九号、第三百四十七号、第三百六十号、第三百六十三号、第三百六十四号、第三百七十一号、第三百七十二号、第三百七十七号、第四百二号、第四百二十一号、第四百二十六号及び第四百五十二号に掲げる第一種指定化学物質</p>
<p>第十三分類（その他の複素環化合物）</p>	<p>令別表第一第二十一号、第二十五号、第二十七号、第四十六号、第五十号、第六十三号、第七十号、第七十六号、第八十一号、第九十号、第九十一号、第九</p>

十五号、第一百十三号、第一百四十六号、第一百五十号、第一百七十二号、第一百八十七号、第一百九十九号、第二百十七号、第二百二十七号、第二百四十三号、第二百四十四号、第二百四十八号、第二百四十九号、第二百五十八号、第二百八十三号、第二百八十六号、第二百九十一号、第三百二十三号、第三百二十五号、第三百二十六号、第三百三十八号、第三百四十一号、第三百四十二号、第三百五十七号、第三百七十号、第三百八十三号、第三百八十八号、第四百二十二号、第四百二十九号から第四百三十一号まで、第四百三十五号、第四百三十九号、第四百五十号、第四百五十四号及び第四百五十五号に掲げる第一種指定化学物質

様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第 5 条関係)

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣 (都道府県知事) 殿

届出者 (ふりがな) 住所 〒
 (ふりがな) 氏名 (印)
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	(ふりがな) 事業者の名称	
	前回の届出における名称	
	(ふりがな) 事業所の名称	
	前回の届出における名称	
	事業所の所在地 (ふりがな)	〒 -	都道府県
事業所において常時使用される従業員の数		人	
事業所において行われる事業が属する業種	業 種 名	業種コード	
	主たる事業 従たる事業	
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号 1 ~ のとおり	
本届出が法第 6 条第 1 項の請求に係るものであることの有無 (該当するものに をすること)		1 . 有 2 . 無	
担当者 (問い合わせ先)	部 署	
	(ふりがな) 氏 名	
	電話番号	
受理日	年 月 日	整理番号

- 備考 1 本届出書は、事業所ごとに作成すること。
 2 前回の届出における名称の欄は、変更された場合のみ記載すること。
 3 事業所において常時使用される従業員の数の欄には、前年 4 月 1 日現在 (前年度中に事業を開始した事業者においては事業を開始した日) における当該事業所の人数を記載すること。
 4 事業所において行われる事業が属する業種の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、二以上の業種に属する事業を行う事業所にあつては、次欄以降にその他の業種を記載すること。
 5 法人にあっては、当該届出に係る当該事業所の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
 6 の欄には、記載しないこと。
 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 8 氏名 (法人にあってはその代表者の氏名) を記載し、押印することに代えて、本人 (法人にあってはその代表者) が署名することができる。
 9 本届出書に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格 X 0 5 1 0 に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

別紙番号

第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量

第一種指定化学物質の名称						
第一種指定化学物質の号番号		単位 kg mg - T E Q (ダイオキシン類の場合)				
排出量	イ 大気への排出					.
	ロ 公共用水域への排出					.
	ハ 当該事業所における土壌への排出(二以外)					.
	ニ 当該事業所における埋立処分					.
移動量	イ 下水道への移動					.
	ロ 当該事業所の外への移動(イ以外)					.
	当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類	廃棄物の処理方法(該当するものに をすること(複数選択可)) 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・溶融 05 破碎・圧縮 03 油水分離 06 最終処分 廃棄物の種類(該当するものに をすること(複数選択可)) 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋳さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他				
整理番号						

- 備考 1 特定第一種指定化学物質についても本別紙を用いること。
 2 本別紙は、第一種指定化学物質ごとに作成することとし、別紙番号の欄に令別表第一に掲げる第一種指定化学物質の順に番号を割り振ること。
 3 第一種指定化学物質の名称の欄及び第一種指定化学物質の号番号の欄には、令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。
 4 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質にあつては、排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得た数値を記載することとする。
 5 公共用水域への排出がある場合、排出先の河川、湖沼、海域等の名称の欄には排出先の名称を記載すること。
 6 下水道への移動がある場合、移動先の下水道終末処理施設の名称の欄には、排出した下水の処理が行われる施設の名称を記載すること。
 7 の欄には、記載しないこと。
 8 本別紙に記載された情報の同一性を失わない範囲で当該情報を記録する機能を有する二次元コードであつて、日本工業規格X0510に適合するものを記載することができる。

(二次元コード記載欄)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十二年度において特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第五條第二項の規定により行われるべき届出については、この省令による改正後の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。